

令和元年総務省令第四号

電気通信番号規則

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二章第四節第二款の規定に基づき、電気通信番号規則を次のように定める。

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 電気通信番号使用計画の認定手続（第三条―第八条）
- 第三章 電気通信番号使用計画の認定後の手続（第九条―第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条―第十八条）

第一章 総則

第一条 この省令は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第二章第四節第二款の規定に基づき、電気通信番号の使用に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この省令において使用する用語は、法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。

第二章 電気通信番号使用計画の認定手続（電気通信番号使用計画の認定の単位）

第三条 法第五十条の二第一項の認定は、電気通信番号の別によらず、電気通信事業者ごとに行う。

第四条 法第五十条の二第二項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 電気通信番号を使用して提供する電気通信業務の内容
- 二 電気通信番号の使用に必要な電気通信設備の構成図
- 三 利用者設備識別番号の管理に関する事項（利用者設備識別番号を使用する場合であつて、付番をしない場合に限る。）
- 四 事業者設備等識別番号（利用者設備識別番号以外の電気通信番号をいう。以下同じ。）を使用する場合は、次に掲げる事項

イ 使用しようとする事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて事業者設備等識別番号を使用する場合に限る。）

ロ 事業者設備等識別番号の管理に関する事項

五 その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項

第五条 法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第一及び様式第二によるものとする。

第六条 法第五十条の四第三号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合は、指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信業務の提供のために必要であり、かつ合理的なものであること。
- 二 固定電話番号の指定を受けようとする場合は、指定を受けようとする電気通信番号計画に定める番号区画ごとの固定電話番号の数について、相当程度の需要が見込まれ、当該需要に対する電気通信業務の提供に係る計画に確実性があること。
- 三 法第五十条の二第二項第二号イに掲げる事項が、利用者に対する公平性を確保し、かつ効率的な利用者設備識別番号の使用を確保するものであること。
- 四 卸電気通信業務の提供を行い、又は卸電気通信業務の提供を受ける場合は、法第五十条の二第二項第二号ロに掲げる事項若しくは第四号第三号に定める事項又は同条第四号ロに定める事項が、卸電気通信業務の提供において使用する電気通信番号の管理を行うために適切なものであること。

第七条 総務大臣は、法第五十条の四の規定により、認定証を交付する。

第八条 総務大臣は、電気通信番号使用計画（第四条第四号イに掲げる事項を記載した場合に限る。）について、法第五十条の二第一項の規定により事業者設備等識別番号を指定し、これを通知する。

第九条 法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第三及び様式第二によるものとする。

第十条 法第六号から第八号までの規定は、法第五十条の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 指定を受けている電気通信番号の数の減少（指定を受けている全ての電気通信番号の数が減少する場合を含む、新たに電気通信番号の指定を受けることとなる場合を除く。）

二 前項の場合において、利用者設備識別番号の指定をしたときは、認定証の交付に併せて当該利用者設備識別番号を通知する。

（事業者設備等識別番号の指定）

第八条 総務大臣は、電気通信番号使用計画（第四条第四号イに掲げる事項を記載した場合に限る。）について、法第五十条の二第一項の規定により事業者設備等識別番号を指定し、これを通知する。

第九条 法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第三及び様式第二によるものとする。

第十条 法第六号から第八号までの規定は、法第五十条の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 指定を受けている電気通信番号の数の減少（指定を受けている全ての電気通信番号の数が減少する場合を含む、新たに電気通信番号の指定を受けることとなる場合を除く。）
- 二 前項の場合において、利用者設備識別番号の指定をしたときは、認定証の交付に併せて当該利用者設備識別番号を通知する。

（変更の認定）

第十条 法第六号から第八号までの規定は、法第五十条の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 指定を受けている電気通信番号の数の減少（指定を受けている全ての電気通信番号の数が減少する場合を含む、新たに電気通信番号の指定を受けることとなる場合を除く。）

二 前項の場合において、利用者設備識別番号の指定をしたときは、認定証の交付に併せて当該利用者設備識別番号を通知する。

（軽微な変更）

二 電気通信業務の提供の開始の日の繰上げ

三 電気通信番号の使用に関する条件を確保するため、他の電気通信事業者と取決めをしている場合における、当該取決めをしている他の電気通信事業者の数の増加又は減少（当該取決めの内容に変更がない場合に限る。）

四 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項の変更のうち、総合品質の変更（総合品質を劣化させることとなる場合を除く。）

五 別表第十一号に掲げる付加的業務識別番号を使用して電気通信業務の内容を識別している場合であつて、当該付加的業務識別番号の四桁目以降によりその識別する電気通信業務の内容を細分しているときにおける当該細分している事項の変更（新たに付加的業務識別番号の指定を受けることとなる場合を除く。）

第十二条 電気通信事業法施行規則第七条第一項又は第九条第三項の規定により氏名等の変更の届出をした者は、法第五十条の六第三項の規定による法第五十条の二第二項第一号に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。

第十三条 法第五十条の六第三項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出しようとする者は、様式第四の届出書に、様式第二による電気通信番号使用計画（電気通信番号の種別又は電気通信業務の内容ごと）を作成したもののうち、変更のないものを除き、指定を受けている電気通信番号の数を減じようとする場合は、その電気通信番号を記載した書類を含む。）を添えて提出しなければならない。

第十四条 法第五十条の六第三項の規定による電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつた旨の届出をしようとする者は、様式第五の届出書を提出しなければならない。

第十五条 前項の届出を提出するときは、併せて法第五十条の二第一項の認定及び法第五十条の六第一項の変更認定に係る認定証を総務大臣に返納しなければならない。

第十六条 現に作成している電気通信番号使用計画（第四条第四号イに掲げる事項を記載した場合に限る。）を標準電気通信番号使用計画と同一のものに変更したとき（法第五十条の六第一項の変更の認定を受ける場合を除く。）は、前条第一号の軽微な変更として、第二項の規定を準用する。

第十七条 総務大臣は、法第五十条の四の規定により、認定証を交付する。

(利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等)
第十三条 利用者設備識別番号の指定を受けている電気通信事業者は、当該指定の失効等(法第五十条の十第一号に定める指定の失効又は同条第二号に定める指定の取消しをいう。以下この条において同じ。)があつた場合に、当該利用者設備識別番号の管理を引き継ぐ電気通信事業者(法第五十条の二第一項の認定を受けている者に限る。以下この条において「番号管理事業者」という。)をあらかじめ総務大臣に届け出ることが出来る。

2 第一項の場合において、利用者設備識別番号の指定の失効等があつたときは、番号管理事業者は、当該指定の失効等があつた日から起算して三十日を経過する日までの間は、当該利用者設備識別番号について法第五十条の二第一項の指定を受けているものとみなす。当該番号管理事業者がその期間内に法第五十条の六第一項の変更の認定を申請した場合において、その期間を超過したときは、当該申請について認定又は拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の届出があつた場合は、速やかに番号管理事業者にその旨を通知することとする。
4 総務大臣から前項の通知を受けた番号管理事業者が、利用者設備識別番号の管理の引継ぎに同意しない場合は、第二項の規定は適用しない。

5 前四項の規定にかかわらず、利用者設備識別番号の指定の失効等があつた場合であつて、当該指定を受けていた電気通信事業者以外の電気通信事業者が当該利用者設備識別番号を番号ポータビリティにより使用しているときは、その失効等があつた日から起算して三十日を経過する日までの間(その期間内に当該利用者設備識別番号が新たに指定された場合は、当該指定された日までの間)は、当該番号ポータビリティにより使用している利用者設備識別番号は、従前の例により使用することが出来る。

(事業者設備等識別番号の取消し等)
第十四条 総務大臣は、法第五十条の十一の規定により、法第五十条の八の規定による電気通信番号使用計画(事業者設備等識別番号に係るものに限る。)の認定の失効があつたときは、当該事業者設備等識別番号の指定を取り消すものとする。
2 総務大臣は、法第五十条の十一の規定により、電気通信事業者(事業者設備等識別番号の

指定を受けている者に限る。)が法第五十条の九各号のいずれかに該当するときは、当該事業者設備等識別番号の全部又は一部の指定を取り消すことが出来る。
(使用期限を超過した電気通信番号)
第十五条 電気通信番号(電気通信番号計画において使用の期限が記載されたものに限る。)の指定は、当該使用の期限を超えた場合は、その効力を失ふものとする。

2 前項の場合において、電気通信番号の指定を受けていた電気通信事業者は、遅滞なく、法第五十条の六の規定により電気通信番号使用計画を変更しなければならぬ。ただし、法第五十条の八各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
第四章 雑則
(公示)
第十六条 法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画(法第五十条の十二の規定により記載するものを除く。)の公示は、官報で告示することによつて行う。
2 法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画(法第五十条の十二の規定により記載するものに限る。)の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

第十七条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、電気通信事業者の業務区域(その業務区域が二以上の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。)、管轄区域にわたる場合は、その主たる区域)を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)を経由して提出することが出来る。
(電磁的方法による提出)
第十八条 この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもつて行うことが出来る。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けらるべき者に到達したものとみなす。
附則
(施行期日)
第一条 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正す

る法律(平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。
(電気通信番号規則の廃止)
第二条 電気通信番号規則(平成九年政令第八十二号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
(経過措置)
第三条 改正法附則第三条第二項の規定により電気通信番号を従前の例により引き続き使用する者が法第五十条の二第一項又は第五十条の十一の指定を受けたときは、当該者は、当該電気通信番号(当該指定を受けたものに限る。)について旧規則第十八条の規定に基づく届出をしたものとみなす。

附則 (令和元年六月二八日総務省令第一九号)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
附則 (令和二年一月二九日総務省令第一〇三号)
この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附則 (令和三年三月一九日総務省令第二三号)
(施行期日)
第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。
(経過措置)
第二条 改正法の施行の際現に電気通信事業法第九条の登録を受けている者又は同法第十六条第一項の届出をしている者については、改正法の施行の日においてこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)第四条第二項又は第九条第二項に掲げる事項に変更があつたものとみなして、改正法による改正後の電気通信事業法第十三条第四項又は第十六条第二項の規定を適用する。

2 新施行規則様式第三十八の二については、当分の間、なお従前の例による。
別表 電気通信番号の種類(第五条第二項関係)
一 固定電話番号
二 付加的役務電話番号
三 データ伝送携帯電話番号

四 音声伝送携帯電話番号
五 無線呼出番号
六 特定IP電話番号
七 FMC電話番号
八 特定接続電話番号
九 IMSI
十 事業者設備識別番号
十一 付加的役務識別番号
十二 緊急通報番号
十三 国際信号局識別番号
十四 データ通信設備識別番号
十五 メッセージ交換設備識別番号

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
一 固定電話番号 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める固定電話番号
二 付加的役務電話番号 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める付加的役務電話番号
三 データ伝送携帯電話番号 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定めるデータ伝送携帯電話番号
四 音声伝送携帯電話番号 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める音声伝送携帯電話番号
五 無線呼出番号 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める無線呼出番号
六 特定IP電話番号 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める特定IP電話番号
七 FMC電話番号 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定めるFMC電話番号
八 特定接続電話番号 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める特定接続電話番号
九 IMSI 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定めるIMSI
十 事業者設備識別番号 電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定める事業者設備識別番号
十一 付加的役務識別番号 電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定める付加的役務識別番号
十二 緊急通報番号 電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定める緊急通報番号
十三 国際信号局識別番号 電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定める国際信号局識別番号

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
一 固定電話番号 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める固定電話番号
二 付加的役務電話番号 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める付加的役務電話番号
三 データ伝送携帯電話番号 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定めるデータ伝送携帯電話番号
四 音声伝送携帯電話番号 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める音声伝送携帯電話番号
五 無線呼出番号 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める無線呼出番号
六 特定IP電話番号 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める特定IP電話番号
七 FMC電話番号 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定めるFMC電話番号
八 特定接続電話番号 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める特定接続電話番号
九 IMSI 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定めるIMSI
十 事業者設備識別番号 電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定める事業者設備識別番号
十一 付加的役務識別番号 電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定める付加的役務識別番号
十二 緊急通報番号 電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定める緊急通報番号
十三 国際信号局識別番号 電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定める国際信号局識別番号

十四 データ通信設備識別番号 電気通信番号計
 画に事業者設備等識別番号として定めるデータ
 通信設備識別番号
 十五 メッセージ交換設備識別番号 電気通信番
 号計画に事業者設備等識別番号として定める
 メッセージ交換設備識別番号
様式第1（第5条第1項関係）

様式第1（第5条第1項関係） 電気通信番号使用料納付決定申請書

納付人氏名 郵便番号
 〒
 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
 登録年月日又は設立年月日及び登録番号又は設立番号
 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するた
 めの番号の付与に基き、当該個人に唯一して識別するた
 めに付与される番号） 設立年月日及び設立番号
 設立名称（法人にあっては、名称）
 所管官署 所在地（所在地を記載すること。）
 電話番号及び電子メールアドレス（連絡の上れる電話
 番号及び電子メールアドレスを記載すること。）
 電気通信事業者の名称（電気通信事業者の名称を記載すること。）

電気通信事業者第10条の2第1項の規定により、電気通信番号使用料納付の決定を受けた
 ため、納付の滞りなく納付することを要する。

納付先	〒	市	区	町	番	号
電気通信番号使用料						

注1 「認定を受けようとする電気通信番号使用料」は、様式第2により作成する電
 気通信番号使用料納付の「電気通信番号の使用」における記載に基づいて記載すること
 とし、記載事項は当該第1項上の欄に基づいて明記事項に記載すること。
 【記載例】 特定1号電話番号【第1】
 特定2号電話番号【第2】

注2 「欠格事由の有無」は、電気通信事業者第10条の2に規定する欠格事由の有無に
 ついて、該当するに記号を付すること。
 注3 欄内の欠格事由は、任意で複数記入も可とする。

様式第2（第5条第1項、第9条第1項及び第1
 2条第2項関係）

様式第2（第5条第1項、第9条第1項及び第12条第2項関係）
 第1 納付設備識別番号（前記認定を受けて使用する番号）に係る電気通信番
 号使用料

電気通信番号使用料計画

電気通信番号の使用（注1）

- 電気通信番号の使用に関する事項
- 電気通信番号の使用に係る電気通信番号の使用料に関する基本的事業条件
- 電気通信番号の使用に係る電気通信番号の使用料に関する基本的事業条件が規定を受け
 電気通信番号使用料（注2）
- 付帯ししよとする利用設備の種類（注3）
- 電気通信番号の使用に係る電気通信番号の使用料（注4）
- 電気通信番号の使用に係る電気通信番号の使用料（注5）
- 付帯ししよとする利用設備の種類（注6）
- 電気通信番号の使用に係る電気通信番号の使用料（注7）
- 電気通信番号の使用に係る電気通信番号の使用料（注8）
- その他電気通信番号の使用に係る電気通信番号の使用料（注9）

注1 前記認定を受け利用設備識別番号を使用する場合は、前記認定を受けて
 いない利用者設備識別番号を使用する場合は、第1及び第2の様式をそれぞれ作成
 すること。

注2 前記認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料は、前記よ
 うに認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料の欄に
 記すこととし、当該電気通信番号の使用料を併せて記載すること。

注3 前記認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料は、前記よ
 うに認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料の欄に
 記すこととし、当該電気通信番号の使用料を併せて記載すること。

注4 前記認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料は、前記よ
 うに認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料の欄に
 記すこととし、当該電気通信番号の使用料を併せて記載すること。

注5 前記認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料は、前記よ
 うに認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料の欄に
 記すこととし、当該電気通信番号の使用料を併せて記載すること。

注6 前記認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料は、前記よ
 うに認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料の欄に
 記すこととし、当該電気通信番号の使用料を併せて記載すること。

注7 前記認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料は、前記よ
 うに認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料の欄に
 記すこととし、当該電気通信番号の使用料を併せて記載すること。

注8 前記認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料は、前記よ
 うに認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料の欄に
 記すこととし、当該電気通信番号の使用料を併せて記載すること。

注9 前記認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料は、前記よ
 うに認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料の欄に
 記すこととし、当該電気通信番号の使用料を併せて記載すること。

(4) 特定の事業者が電気通信番号の使用に当たっては、前
 記設備の設置場所（都道府県及び市区町村を指す。）

(5) 前記認定を受け利用設備識別番号を使用する場合は、前記よ
 うに認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料の欄に
 記すこととし、当該電気通信番号の使用料を併せて記載すること。

(6) 前記認定を受け利用設備識別番号を使用する場合は、前記よ
 うに認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料の欄に
 記すこととし、当該電気通信番号の使用料を併せて記載すること。

(7) 前記認定を受け利用設備識別番号を使用する場合は、前記よ
 うに認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料の欄に
 記すこととし、当該電気通信番号の使用料を併せて記載すること。

(8) 前記認定を受け利用設備識別番号を使用する場合は、前記よ
 うに認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料の欄に
 記すこととし、当該電気通信番号の使用料を併せて記載すること。

(9) 前記認定を受け利用設備識別番号を使用する場合は、前記よ
 うに認定を受け利用設備識別番号の使用に係る電気通信番号の使用料の欄に
 記すこととし、当該電気通信番号の使用料を併せて記載すること。

様式第4 (第12条第2項関係)
電気通信番号使用計画の変更届書

年月日

送付先 宛
 郵便番号
 (法人の場合)
 店 名
 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
 送付先住所(住所記載のある場合は、住所に記載すること。)
 電話番号及び電子メールアドレス(連絡の上記電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)
 電話番号及び電子メールアドレス(連絡の上記電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業法第46条の6第3項の規定により、同条第4項ただし書に定める種類の変更を行うので、届書の提出を請求しております。

変更する電気通信番号			
届出番号	変更前	変更後	変更理由

注1 「変更する電気通信番号使用計画」は、様式第4により作成する電気通信番号使用計画(変更のないものは注1の「電気通信番号使用計画」に定める欄に記入して記載することとし、様式第4における欄より必要とする欄を付して記載することとし、電気通信番号使用計画の住所記載のある場合は、住所に記載のものに添付を付すること。)

- (記載欄) 特定IP電話番号【第1】
- 2 「変更事項」は、変更の理由を併せて、様式第4の事項に記載すること。
 (記載欄) 2 付帯として行う届出の届出番号
 3 電気通信番号を使用して提供される電気通信サービスの内容
 4 「変更内容」は、名称及び住所記載欄以外の欄に記入すること。
 5 「変更内容の増減」は、電気通信事業法第46条の3に規定する変更事項の有無について、変更するに付して記載すること。
 6 届出の大きさは、日本郵便規格A用4番とする。

様式第5 (第12条第3項関係)
電気通信番号使用しない電気通信事業者になった届出書

年月日

送付先 宛
 郵便番号
 (法人の場合)
 店 名
 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
 送付先住所(住所記載のある場合は、住所に記載すること。)
 電話番号及び電子メールアドレス(連絡の上記電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)
 電話番号及び電子メールアドレス(連絡の上記電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業法第46条の6第3項の規定により、電気通信番号を使用しない電気通信事業者になったので、次のとおり届けます。

届出を受けていた番号	
届出番号	変更理由

注1 「届出を受けていた電気通信番号使用計画」は、様式第4により作成した電気通信番号使用計画の「電気通信番号の欄」における記載に準じて記載することとし、様式第4における欄より必要とする欄を付して届出を付して記載することとし、(記載欄) 特定IP電話番号【第1】

- 2 届出の大きさは、日本郵便規格A用4番とする。